水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の五十一第一項並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項、第七十五条の二第二項において準用する会社法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の五十一第一項並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）	第十一条第三項第三十五号及び第三十九号

別表第三（第八条関係）

農業協同組合法	第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
水産業協同組合法	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
（略）	（略）
農林中央金庫法	第十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項第一号及び第三百十一条第四項、第十九条の二第三項第一号、第二十条の二第二項第一号、第二十七条の三第二項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第二項第一号、第三十三条第二

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第三十五条第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四百三十二条第二項、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）	第十一条第二項第九号並びに第三項第三十五号及び第三十九号

別表第三（第八条関係）

農業協同組合法	第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
水産業協同組合法	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
（略）	（略）
農林中央金庫法	第十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項第一号及び第三百十一条第四項、第十九条の二第三項第一号、第二十条の二第二項第一号、第二十七条の三第二項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第二項第一号、第三十三条第二